

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第13号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年静岡県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>次条において「法」という。</u>）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）<u>第3条及び第6条の規定に基づき</u>、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 教育職員（静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第5条に規定する高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第3項、<u>第6条及び第7条において同じ。</u>）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額（教職員給与条例附則第11項の規定により給料月額の半額を減じた場合にあつては、当該半減後の給料月額）の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 教育職員については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。<u>以下「給特法」という。</u>）<u>第3条、第6条及び第7条の規定に基づき</u>、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 教育職員（静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第5条に規定する高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第3項、<u>第6条の2及び第7条において同じ。</u>）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額（教職員給与条例附則第11項の規定により給料月額の半額を減じた場合にあつては、当該半減後の給料月額）の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 教育職員については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静</p>

岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項の規定により定められた勤務時間の割振りを適正に行い、原則として正規の勤務時間(勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下この条において同じ。)を超える勤務並びに休日(勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。)及び代休日(勤務時間条例第11条に規定する代休日をいう。以下同じ。)における正規の勤務時間中の勤務は命じないものとする。

2 (略)

(勤務時間の割振り等)

第7条 教育委員会は、教育職員について、勤務時間条例第2条第1項の規定により定められた勤務時間を超えない範囲内で、勤務時間を割り振り、又は4週間を平均して1週間の勤務時間が同項の規定により定められた勤務時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分若しくは特定の週において同項の規定により定められた勤務時間を超えて勤務時間を割り振ることができる。

2 前項の規定による勤務時間の割振り並びに教育職員についての勤務時間条例第5条の規

岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項の規定により定められた勤務時間の割振りを適正に行い、原則として正規の勤務時間(勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。)を超える勤務並びに休日(勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。)及び代休日(勤務時間条例第11条に規定する代休日をいう。以下同じ。)における正規の勤務時間中の勤務は命じないものとする。

2 (略)

(業務量の適切な管理等に関する措置)

第6条の2 県教育委員会(県費負担教職員については、市町の教育委員会。以下この条及び次条第1項において同じ。)は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、給特法第7条に規定する指針に基づき、県教育委員会の定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

(勤務時間の割振り等)

第7条 県教育委員会は、教育職員について、勤務時間条例第2条第1項の規定により定められた勤務時間を超えない範囲内で、勤務時間を割り振り、又は4週間を平均して1週間の勤務時間が同項の規定により定められた勤務時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分若しくは特定の週において同項の規定により定められた勤務時間を超えて勤務時間を割り振ることができる。

2 前項の規定による勤務時間の割振り並びに教育職員についての勤務時間条例第5条の規

定による週休日の振替及び勤務時間条例第11条第1項の規定による代休日の指定に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

定による週休日の振替及び勤務時間条例第11条第1項の規定による代休日の指定に関し必要な事項は、県教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。